

武蔵野市障害者福祉センター条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市障害者福祉センター条例

武蔵野市障害者福祉センター条例（昭和55年10月武蔵野市条例第40号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 武蔵野市内に居住する心身障害者が地域住民との連携を深めながら、社会に参加すること及び自立することを目指し、障害者福祉の増進を図るため、武蔵野市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）を、武蔵野市八幡町4丁目28番13号に設置する。

（事業）

第2条 福祉センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療、生活等についての相談及び支援に関すること。
- (2) 機能訓練、作業訓練及び生活訓練に関すること。
- (3) 講座、講習会等の開催に関すること。
- (4) 福祉センターの施設の使用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（施設）

第3条 福祉センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 相談、機能訓練等に必要な施設
- (2) 会議、講習会等に必要な施設
- (3) 通所訓練に必要な施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

（指定管理者による管理）

第4条 福祉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、第1条の目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の運営及び利用の承認に関する業務
- (2) 福祉センターの施設の使用の承認に関する業務
- (3) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(休館日)

第6条 福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第7条 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、会議室その他規則で定める施設（以下「会議室等」という。）を使用する場合及び市長による特別の許可を得て施設を使用する場合の開館時間は、午前9時から午後9時までとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(入館の制限等)

第8条 指定管理者は、入館を希望する者又は入館者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 福祉センターの施設又は当該施設に附帯する設備及び器具（以下「附属設備」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉センターの管理運営上支障があるとき。

(利用の手続)

第9条 第2条各号（第1号及び第4号を除く。）に掲げる事業の利用（以下この条において「利用」という。）をしようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、利用をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認（以下「利用承認」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 福祉センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) 感染性の疾病があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用をすることが適当でな

いと認めるとき。

(利用料金等)

第10条 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は、その利用に係る料金（法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。以下「利用料金」という。）及び特定費用を、指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用の額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 特定費用の額は、食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、生産活動に係る材料費、日用品費その他機能訓練、作業訓練又は生活訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該事業を利用する者に負担させることが適当と認められるものとする。

4 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等以外のものは、利用料金及び特定費用に準ずるものとして指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める費用を、指定管理者に支払わなければならない。

第11条 第2条第3号に掲げる事業を利用する者は、当該事業に要する実費の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者に支払わなければならない。

2 第2条第5号に掲げる事業を利用する者は、当該事業に要する費用を勘案し、当該事業を利用する者に負担させることが適当であると指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者に支払わなければならない。

第12条 市長は、指定管理者に前2条に定める利用料金等を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消し、又は利用承認を受けた利用（以下本則において「利用」という。）を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第9条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 利用の目的に反する行為又は指定管理者の指示に反する行為をしたとき。
- (4) 不正又は偽りの行為により、利用承認を受けたとき。
- (5) 災害、工事その他福祉センターの管理上支障があると指定管理者が認める事由により、利用をすることができなくなったとき。

2 前項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合（同項第5号に該当するときを除く。）において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

（使用の承認）

第14条 会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認（以下「使用承認」という。）をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で会議室等を使用する場合は、優先的に使用承認をすることができる。

（使用の不承認）

第15条 指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をしないことができる。

- (1) 福祉センターの施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理運営上支障があるとき。

（使用料）

第16条 会議室等の使用料は、無料とする。

（使用承認の取消し等）

第17条 指定管理者は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をした事項を変更し、又は使用承認を取り消し、若しくは使用承認を受けた使用（以下本則において「使用」という。）の中止を命ずることができる。

- (1) 第15条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。

(4) 係員の指示に従わないとき。

(5) 不正又は偽りの行為により、使用承認を受けたとき。

(6) 災害、工事その他福祉センターの管理上支障があると指定管理者が認める事由により、使用をすることができなくなったとき。

2 前項の規定により使用承認をした事項を変更し、又は使用承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合（同項第6号に該当するときを除く。）において使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

（特別の設備の禁止）

第18条 使用者は、会議室等に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第19条 使用者は、その使用が終了したとき又は第17条第1項の規定により使用承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

（利用権及び使用権の譲渡等の禁止）

第20条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第21条 福祉センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

2 第19条第2項の規定は、前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

（運営協議会）

第22条 福祉センターの運営事業計画等に関して諮問するため、市長の附属機関として、武蔵野市障害者福祉センター運営協議会（以下この条及び次条において「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員は、15人以内とし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 障害者関係団体の代表者

(2) 行政関係者

(3) 学識経験者

3 運営協議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報酬)

第23条 運営協議会の委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市障害者福祉センター条例（以下「新条例」という。）第10条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の申請を受ける利用料金等について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の武蔵野市障害者福祉センター条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項の規定により置かれている武蔵野市障害者福祉センター運営協議会（以下「旧運営協議会」という。）は、新条例第22条第1項の規定により置かれる武蔵野市障害者福祉センター運営協議会（以下「新運営協議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧運営協議会の委員である者は、施行日に、新条例第22条第2項の規定により、新運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 施行日前に旧条例の規定によりなされた武蔵野市障害者福祉センターの施設及び附属設備の使用に係る処分、手続その他の行為（既に武蔵野市障害者福祉センターの使用を終了している場合の当該使用に係るものを除く。以下「処分等」という。）は、新条例の規定によりなされた処分等とみなす。

(準備行為)

6 次に掲げる準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(1) 第4条第1項の規定による指定

(2) 第9条第1項及び第14条第1項の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為

(提案理由)

武蔵野市障害者福祉センターの管理について指定管理者制度を導入するほか、所要の改正をするものである。